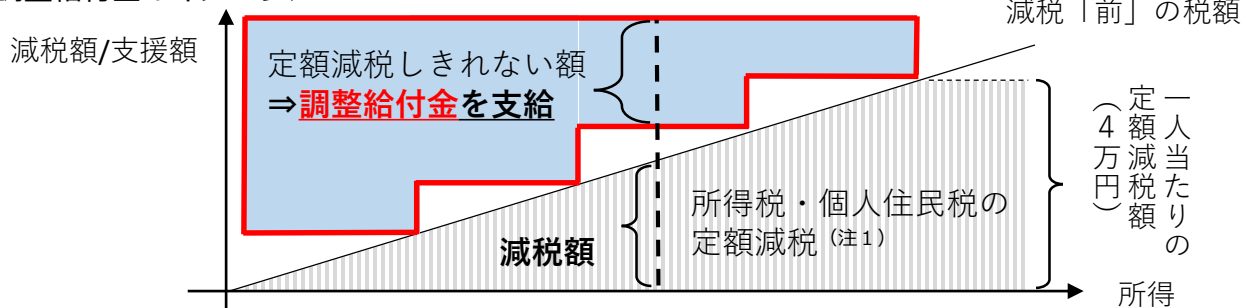


定額減税調整給付金のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます（注1）。
- その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます（注2）。
- 調整給付金を受給するためには、「支給確認書」の返送またはオンライン申請による手続きが必要です。

＜調整給付金のイメージ＞



（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。
令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

支給対象者

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、次のいずれにも当てはまる方
 - ◎ 定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
 - ◎ 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

給付金の支給額

※実際の支給額は、確認書に記載しています。

所得税

定額減税可能額

—

令和6年分
推計所得税額

=

①

住民税
所得割

定額減税可能額

—

令和6年度分
個人住民税所得割額

=

②

支給額

=

① + ②

（1万円単位に切上げ）

給付金の支給手続き

支給対象と見込まれる方には、支給確認書を送付します。

※令和6年度個人住民税を課税している市区町村から送付

確認書を返送する場合



- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類を同封のうえ返送してください。

※受取口座の記載がない場合や、受取口座を変更する場合は、確認書に記載のうえ、通帳の写し等を同封してください。



オンライン申請する場合



- こちらの二次元コードを読み取り、手続きをおこなってください。



※マイナンバーカードおよびマイナンバーカードを読み取れるスマートフォンが必要です。

※オンライン申請をされた方は、確認書を返送する必要はありません。

審査の上、順次、給付金を口座振込します。

※確認書を受理した日（オンライン申請を受理した日）から、**約3週間後**

提出期限

令和6年10月31日（必着）
(オンライン申請は8月31日まで)

※給付支援サービスを利用した**オンラインでの申請方法**は、こちらの二次元コードを読み取り、ご確認ください。



「定額減税調整給付金」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに県・市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、小城市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

また、県・市や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合は、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

小城市 定額減税調整給付金コールセンター



0952 - 37 - 6156

受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）

※詳しくは、小城市ホームページをご覧ください。

小城市 定額減税調整給付金

検索